平成２２年（フ）第６７１号
和歌山市小松原通１丁目２番地の３　県庁前第一ビル701
債務者　小串　秀樹
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南方　健幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４２６号
岡山県井原市西江原町1386番地
債務者　三村　通夫
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤浪　秀一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月３日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１０４８号
兵庫県西宮市神明町７番３―406号
債務者　大田　悦夫
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小島　幸保
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１７１４号
仙台市太白区茂庭台４丁目３番２―808号
債務者　鈴木　秀昌
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡佳緒里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月17日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３８号
秋田県にかほ市象潟町関字建石45番地348　建石団地410号
債務者　本間　　壮
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白澤　恒一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月15日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第８８号
山形県酒田市若竹町２丁目15番10号　セジュール若竹102号
債務者　和田　　仁
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海野　寛康
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第５０９号
山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢190番地１　雇用促進住宅２―201
債務者　望月　良一
1　決定年月日時　平成22年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川崎　杏奈
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２３号
三重県鈴鹿市白子町2990番地の１　白子寮105、前住所愛知県一宮市昭和２丁目18番10号
債務者　佐藤　明俊
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊賀　　恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５４６号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目716番地
債務者　松永企画工房こと　松永　一之
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　将弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番11号楠住宅103号、住民票上の住所神戸市東灘区深江本町３丁目５番２―701号
債務者　山本　兼久
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤掛　伸之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月22日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７９９号
兵庫県姫路市南車崎２丁目５番34号
債務者　小路　雅大
1　決定年月日時　平成22年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田村　貴司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年２月25日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５１５号
広島市安佐南区大塚西６丁目14番２―201号
債務者　姫野　三樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　郷平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第１０号
山形県酒田市東大町３丁目６番地の23
債務者　安全企画株式会社
代表者代表取締役　佐藤　幸二
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第４８８号
北海道檜山郡江差町字南浜町386番地の３
債務者　坂本　　隆
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７２号
函館市日吉町２丁目17番11号、住民票上の住所函館市陣川町82番地156
債務者　足立　美恵
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５７６号
函館市柳町５番79―306号
債務者　森　　郁子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月26日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第２８３号
群馬県館林市東美園町11番地の９
債務者　菊川　宏一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月28日まで
前橋地方裁判所太田支部